

平成二十二年三月十日提出
質問第一三三九号

国会議員の兼職に関する再質問主意書

提出者
山内康一

国会議員の兼職に関する再質問主意書

前回の答弁書（内閣衆質一七四第一五三号）を踏まえて再質問する。

「社団法人競走馬育成協会は、競馬の健全な発展等を目的として、競走用馬の育成技術の向上に関する普及、啓蒙及び指導等の事業を行っている団体であることにかんがみれば、議員が役員を兼職しているからといって、当該団体の業務活動に支障を生ずるおそれはない」ということであれば、「土地改良区等は、法律に基づいて公共性の高い事業を行っている団体であることにかんがみれば、議員が役員を兼職しているからといって、当該団体の業務活動に支障を生ずるおそれはない」ということになるのでないか。

なぜ、土地改良区等は特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を国民から持たれるおそれがあるのに対し、社団法人競走馬育成協会はそうではないと言い切れるのか。この矛盾について説明されたい。

右質問する。